
自治労本部青年部主催
ライブプランセミナー

賃金明細の読み方

～ お金に対する解像度を上げる最短ルート～

1. 賃金明細を見よう	3
1.1 ●●市職員の賃金明細（サンプル）	3
1.2 賃金全額払いの原則	4
1.3 法定控除（本編では触れない）	5
1.3.1 所得税について.....	5
1.3.2 所得税概算額の計算方法（本編では触れない）	6
1.3.3 住民税について（本編では触れない）	7
1.3.4 社会保険料関係（共済組合）	8
1.4 法定外控除（本編では触れない）	9
1.5 差引支給額（本編では触れない）	9
1.5.1 生涯賃金を知る.....	10
2. 生活・職場実態アンケート結果（本編では触れない）	11
2.1 直近5年のランキング	11
2.1.1 全体結果.....	12
2.1.2 全体結果+29歳以下	12
2.1.3 全体結果+30歳代	13
2.1.4 全体結果+40歳代	13
2.1.5 全体結果+50歳代	14
2.1.6 全体結果+60歳代	14
3. 可処分所得の最大化と保障の掛け方	15
3.1 可処分所得とは	15
3.1.1 法定控除.....	15
3.1.2 法定外控除	15
3.1.3 差引支給額.....	15
3.2 必要保障額で掛ける.....	16
3.2.1 公的保障.....	16
3.2.2 職域保障.....	16
3.2.3 私的保障.....	16
3.3 保障設計の実践（医療保障）	17
3.3.1 最終的な医療費の自己負担はいくら？	17
3.3.2 高額療養費制度（助けてくれるしくみ①）	17
3.3.3 共済組合の一部負担金払戻金（助けてくれるしくみ②）	17
3.3.4 全額自己負担となる費用	18
3.3.5 必要保障額を計算してみよう	18
3.3.6 【コラム】保障に加入した方がお金はたまる？（本編では触れない）	18
4. 補足資料	19

4.1 国税庁資料	19
4.2 長野県市町村職員共済組合資料	21

1. 賃金明細を見てみよう

私たちは労働者であり、労働の対価として「賃金」を受け取り、日々の生活を営みつつ、将来への備えもしなければなりません。それらの「起点」ともいえる「賃金明細」を改めて確認してみましょう。

1.1 ●●市職員の賃金明細（サンプル）

給与支給明細書

給与対象年月	所属コード2	所属コード3
●月 給与	●●課	●●係
給与支給日	職員コード	職員名
2023年●月15日	9999	●● ●●

勤務	支給	控除	差引支給額
時間外999時間	給料 999,999	所得税 99,999	差引支給額 999,999
休日999時間	扶養手当 999,999	住民税 99,999	振込支給額1 999,999
	通勤手当 999,999	短期掛金 99,999	
	時間外手当 999,999	厚生掛金 99,999	
	特殊勤務手当 999,999	退年掛金 99,999	
	児童手当 999,999	組合費 99,999	
		互助会費 99,999	
		労金預金 99,999	
		労金返済 99,999	
		自治労共済 99,999	
		長野県労働金庫 99,999	
	総支給額 999,999	控除合計 999,999	

表 1 : 給与明細サンプル

1.2 賃金全額払いの原則

本来、賃金はその「全額¹」を受け取るべきものですが、一定のルールに基づき、あらかじめ差し引く（「控除」という）項目があります。

（給与の支給）

第 3 条 この条例に基づく給与は、第 4 条第 3 項に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。

2 職員の給与は、法律及び政令によって特に認められた場合又は次に掲げるものをその職員の給与から差し引く場合を除き、その全額を支払わなければならない。

- (1) 市職員団体の団体費
- (2) 市職員互助会の掛金
- (3) 長野県市町村職員共済組合貸付規定に定める償還金
- (4) 団体取扱いに係る生命保険、損害保険等の保険料又は掛金
- (5) 預貯金及び借入金の返済金(市長が認めるものに限る。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

3 職員の給与は、法律又はその委任に基づく政令によって特に認められる場合を除き、直接その職員に支払わなければならない。

4 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

法律²と条例³からあらかじめ差し引かれるものは以下の 2 種類であることがわかります。

- ① 法律で定められたもの・・・「法定控除」という
- ② 条例で定められたもの・・・「法定外控除」という

これが賃金明細の「控除項目」に記載されていることとなります。

¹ 労働基準法第 24 条（賃金の支払）「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない（以下略）」

² 地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法など

³ 勤務先の条例を確認のこと

1.3 法定控除（本編では触れない）

1.3.1 所得税について

「収入」とは入ってくるお金すべてをさし、「所得」とは“もうけ”をさします。

まずは収入から必要経費を差し引き、さらにもろもろの経費を差し引いた残りが「課税所得（もうけ）」とされ、ここに税率をかけ、所得税を計算します。

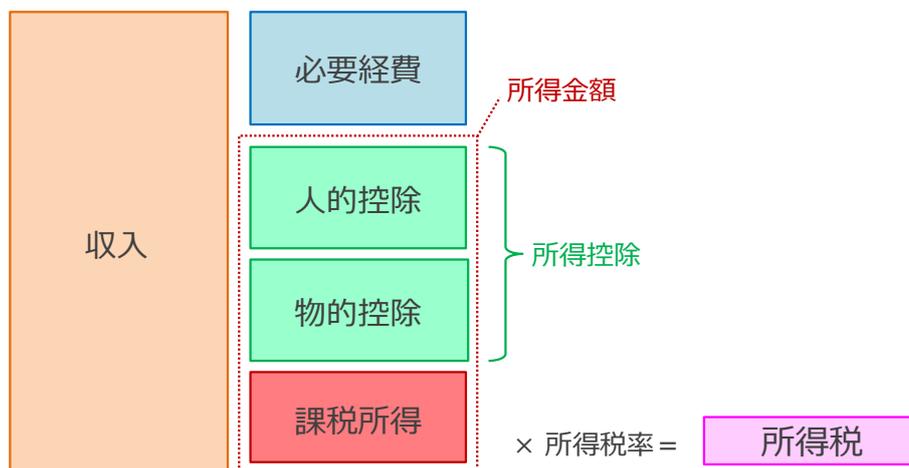


図 1：所得税の計算

■ 人的控除・物的控除の主なもの

代表的なものとして以下の控除があります。

なお、後述の P6、1.3.2「所得税概算額の計算方法」にもありますが、毎月の賃金から差し引かれる所得税額は「概算」であり社会保険料を除き「物的控除」を考慮していません。このため、12月支給賃金において「年末調整」を行い、所得税額を精算します。

控除の種類	主なもの
人的控除（人にかかわる経費）	基礎控除 配偶者控除 扶養控除
物的控除（上記以外の経費）	社会保険料控除 生命保険料控除 介護医療保険料控除 個人年金保険料控除 地震保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 ⁴

表 2：人的・物的控除の主なもの

⁴ iDeCo（個人型確定拠出年金）の掛金が対象

1.3.2 所得税概算額の計算方法（本編では触れない）

今回は1月支給の賃金明細を使って毎月の「概算額」を以下の計算で求めてみましょう。

【参照】P19、4.1 国税庁資料

1.3.2.1 【STEP1】支給額合計から社会保険料を差し引く

ご自身の賃金明細の「支給額合計」から「社会保険料等⁵」を差し引いた金額を(A)とします。

支給額計	-	社会保険料等	=	(A)

1.3.2.2 【STEP2】基礎控除額を求める

「基礎控除」とは生活していくための最低限の経費（衣食など）の意味合いがあります。先の(A)の金額によって経費として使える金額が異なります。該当する「(A)の金額」の「CH」欄に✓を入れ、基礎控除額を確認し、計算メモ①にその金額を転記します。

CH	(A)の金額	基礎控除の額
	～ 2,162,499円	40,000円
	2,162,500円 ～ 2,204,166円	26,667円
	2,204,167円 ～ 2,245,833円	13,334円
	2,245,834円 ～	0円
計算メモ①		円

1.3.2.3 【STEP3】給与所得控除額を求める

給与収入を得るために経費がかかったものとみなしてくれます。これを「給与所得控除」といいます。該当する「(A)の金額」の「CH」欄に✓を入れ、給与所得控除額を確認（計算）し、計算メモ②にその金額を転記します。

CH	(A)の金額	給与所得控除の額
	～ 135,416円	45,834円
	135,417円 ～ 149,999円	(A)×0.4-8,333円
	150,000円 ～ 299,999円	(A)×0.3+6,667円
	300,000円 ～ 549,999円	(A)×0.2+36,667円
	550,000円 ～ 708,330円	(A)×0.1+91,667円
	708,331円 ～	162,500円
計算メモ②		円

※給与所得控除の計算における1円未満の端数は切り上げ

⁵ 控除項目の「共済組合」欄にある「共済短期」「共済介護」「共済長期」「退職等年金掛金」の合計額

1.3.2.4 【STEP4】人的控除を求める

年末調整の際には「給与所得者の保険料控除申告書」とあわせて「扶養控除等申告書」も提出していることでしょう。

家族構成に応じ、以下の対象者がいる場合、「CH」欄に✓を入れ、それぞれの金額を計算し、合計額を計算メモ③に記入します。

CH	控除対象配偶者・扶養親族の有無	控除額
	控除対象配偶者がいる	31,667円
	扶養親族がいる：（ ）人	45,835円×（ ）人
計算メモ③		円

1.3.2.5 【STEP5】課税給与所得金額を求める

(A)の額から計算メモ①～③の合計額を差し引いた金額が「課税給与所得金額」となります。これを(B)とします。

(A)	-	計算メモ①+②+③	=	(B)
円		円		円

1.3.2.6 【STEP6】所得税の概算額を求める

(B)の金額が求められたら、その金額に応じ、該当するCH欄に✓を入れます。

「税額の算式」欄を用い、所得税額を計算してみましょう。

CH	(B)課税給与所得金額	税額の算式
	～ 162,500円	(B)×0.05105
	162,501円 ～ 275,000円	(B)×0.1021 - 8,296円
	275,001円 ～ 579,166円	(B)×0.2042 - 36,374円
	579,167円 ～ 750,000円	(B)×0.23483 - 54,113円
	750,001円 ～ 1,500,000円	(B)×0.33693 - 130,688円
	1,500,001円 ～ 3,333,333円	(B)×0.4084 - 237,893円
	3,333,334円 ～	(B)×0.45945 - 408,061円

※税額に10円未満の端数があるときは、四捨五入した額とする

計算結果： _____ 円

1.3.3 住民税について（本編では触れない⁶）

毎年5月末までに勤務先あてに「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書」が送付され、給与から控除されます。

なお、住民税は「前年所得」に対し課税されるため、初めて社会人になられた方の場合、2年目の6月支給賃金から住民税が控除されます。

⁶ 当該業務に携わる組合員に講師を依頼すれば労働組合で学習会を企画、実施できるため

1.3.4 社会保険料関係（共済組合）

控除項目の「共済短期」「共済介護」「共済長期」「退職等年金掛金」がいわゆる「社会保険料」となります。

現在、公務員は厚生年金加入となっていますが以前は共済年金に加入しており「長期掛金⁷」と呼ばれていました。この「短期」「長期」という言葉は「どのような給付のための掛金なのか」という視点で捉えると意味がわかりやすいので整理しておきましょう。

短期給付（短期掛金）	長期給付（長期掛金）
元の状態に戻れるもの（可逆性）で、元に戻るまでの給付が受けられる	元の状態に戻らないもの（不可逆性）で一定条件を満たした以降、給付が受けられる
・病気になったが、病院で診察を受け、薬を飲んでよくなった（元の体調に戻った）	・歳を重ねて「老後生活」に入った（年齢を戻すことはできない／老齢年金）
・アキレス腱断裂したが、6カ月程度でつながった（腱組織が再生した）	・下肢を切断した（傷口は治ゆしても下肢は再生しない／障害年金）
医療費の自己負担は3割、高額になった場合は「高額療養費」などがある	・世帯主が死亡し、家族が遺された（生き返ることはない／遺族年金）
★民間企業等における「健康保険」に相当	★民間企業等における「厚生年金」そのもの

表 3：短期給付と長期給付の目的の違い

なお「介護保険料」は「加齢に伴う心身の変化に起因する疾病等」による要介護状態に対し給付されるため、40歳⁸以降掛金を負担することになっています。

1.3.4.1 社会保険料の決め方（原則）

社会保険料は「率」が決まっているため、毎月変動する賃金で計算を行うと非常に手間がかかります。このため、毎年4～6月に支給される賃金の平均額をその年の9月から1年間の賃金額とみなして「等級表」にあてはめ社会保険料の計算を簡便化します。これを「定時決定⁹」といいます。

P21、4.2 長野県市町村職員共済組合資料と賃金明細で控除額が正しいことを確認しましょう。

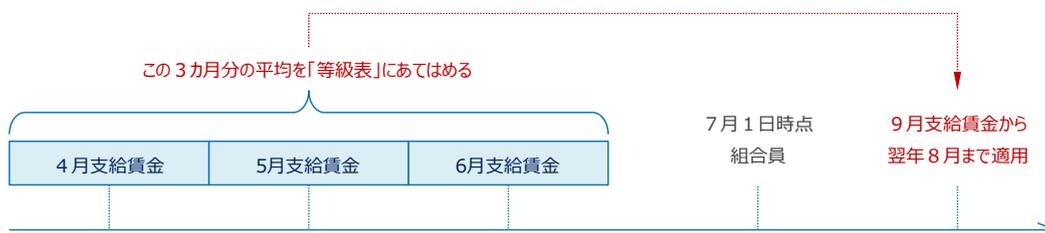


図 2：定時決定のしくみ

⁷ 被用者年金一元化以前、公務員は「共済年金加入者」であったが現在は厚生年金加入となっている。控除項目の記載については自治体により「厚生年金保険料」や「厚生掛金」「共済長期」「共済掛金（厚年）」など記載が統一されていない

⁸ 給付対象となるのは原則 65 歳以降だが、加齢に伴う心身の変化に起因する特定疾病（16 種類・「がん」も含む）による要介護状態が継続した場合は 40 歳以上 65 歳未満であっても公的介護保険の給付対象となる

⁹ このほかに固定的賃金に変動に伴って大幅に変わったときは定時決定を待たずに等級を変更する「随時改定」がある

1.4 法定外控除（本編では触れない）

法定外控除は個々に差し引かれる項目の違いはありますが、共通して差し引かれる項目もあります。（市共済組合費、労働組合費）

また法定外控除を活用することで確実な積立を行うこともできます（財形貯蓄、各種積立制度など）。昨今、資産運用に対する関心が非常に高まっていますが、不測の事態に自由に使えるお金（流動性の高い資産）もご自身の家計状況に応じ、一定額は備えておくといでしょう。

1.5 差引支給額（本編では触れない）

このように賃金明細を読み解いて見ると、明細のレイアウトや体裁はどうあれ記載されている事項は以下の3つに大別できます。

- ① 入ってくるお金（給料月額・諸手当）
- ② 差し引かれるお金（法定・法定外控除）
- ③ 差引支給額（いわゆる「手取り」）

私たちは「③差引支給額」で日々の生活を営みつつ、将来への備えなども考えることになるため、賃金に関しては「短期的な視点」のみならず「長期的な視点¹⁰」で捉えることも重要となります。

¹⁰ ベースアップ（基本給の水準引き上げ）は生涯賃金にも大きく影響するため「春季生活闘争（春闘）」の取り組みは重要

1.5.1 生涯賃金を知る

直近の調査結果¹¹における 65 歳までの賃金カーブを確認してみましょう。

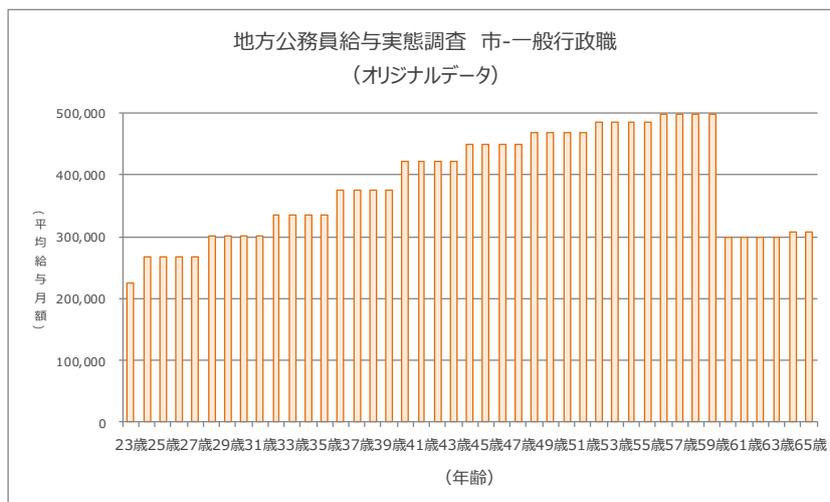


図 3 : 地方公務員給与実態調査から

実際には毎年の昇給があるため、増額分を均等割りしたものが以下のグラフです。

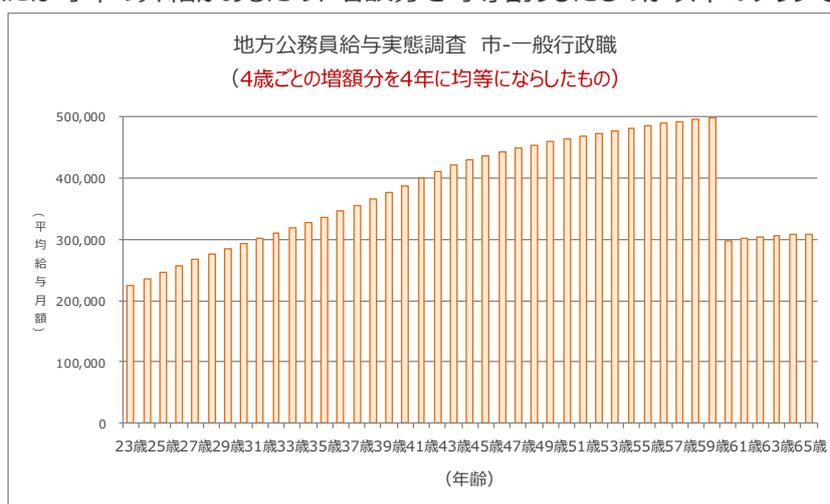


図 4 : 4 歳刻みのデータを均等にならしたもの

上記グラフは毎月の賃金額の推移であるため、生涯賃金は以下の方法で計算できます。

①年齢ごとの年収を計算し、合計する（夏冬の一時金は 4.0 カ月分として計算）

②退職一時金は 2,100 万円¹²

① + ② = 約 2.6 億円となり、おおよその生涯賃金が予測できます。

また、毎月の賃金と夏冬の一時金に関しては税金や社会保険料が控除される¹³ことを考慮すると実際の手取りはおおよそ 2.1 億円程度になることも計算できます。

¹¹ 総務省：令和 4 年地方公務員給与の実態：第 7 表の 2 職種別、年齢別、学齢期別職員数および平均給与月額の調査結果のうち、(4)市 一般行政職の「学歴計」の調査結果を用いグラフ化したもの

¹² 総務省：令和 4 年地方公務員給与の実態：第 1 調査結果の概要における本文「3 退職手当額」にある 60 歳定年等退職者の 2,121 万 8,000 円を採用した

¹³ 税金と社会保険料はおおよそ年収の 2 割程度。なお、退職一時金については分離課税であり社会保険料は課されない

2. 生活・職場実態アンケート結果（本編では触れない）

自治労長野県本部が毎年実施している「生活・職場実態アンケート調査」について「家計でお金のかかるもの（2つ）」の結果を確認してみましょう。

2.1 直近5年のランキング

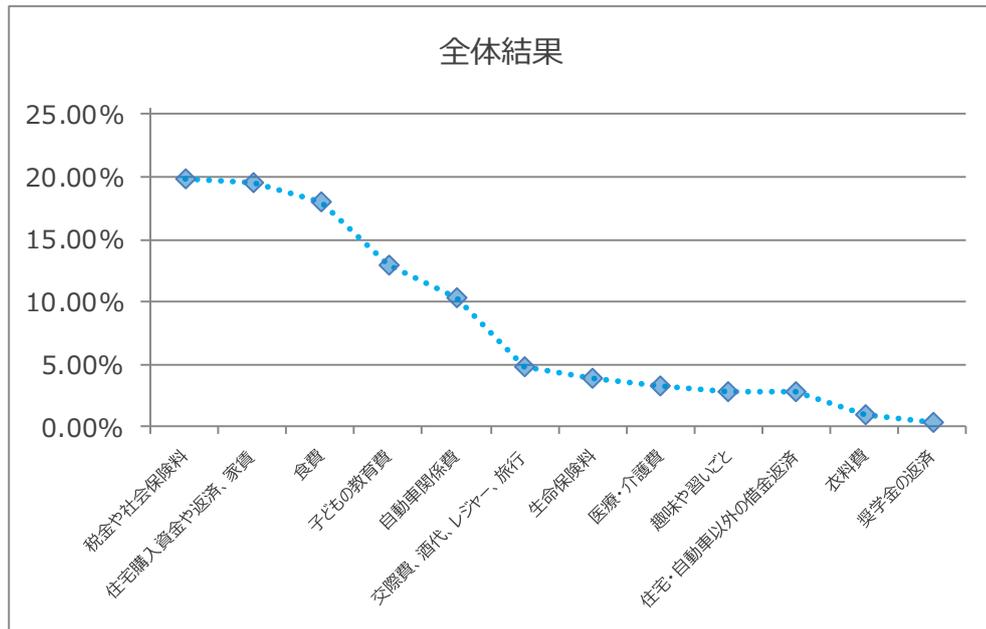
調査項目	2020ランク	2021ランク	2022ランク	2023ランク	2024ランク
税金や社会保険料	2位	2位	2位	2位	1位
子どもの教育費	3位	4位	4位	4位	4位
住宅購入資金や返済、家賃	1位	1位	1位	1位	2位
自動車関係費	5位	5位	5位	5位	5位
住宅・自動車以外の借金返済	9位	9位	9位	9位	10位
交際費、酒代、レジャー、旅行	6位	7位	8位	7位	6位
趣味や習いごと	10位	10位	10位	10位	9位
食費	4位	3位	3位	3位	3位
衣料費	12位	11位	11位	12位	11位
医療・介護費	8位	8位	7位	8位	8位
生命保険料	7位	6位	6位	6位	7位
奨学金の返済	11位	12位	12位	11位	12位

表 4：直近5年の全体結果ランキング

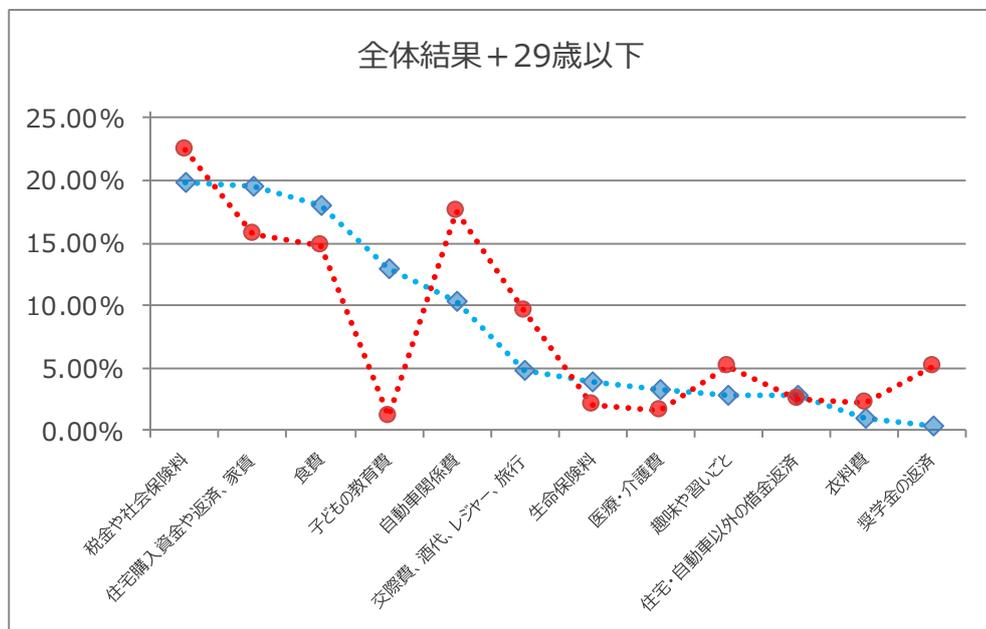
順位の変動はあるものの、上位3項目についてはほぼ固定であり「税金や社会保険料」「住宅購入資金や返済、家賃」「食費」が多くの組合員にとってお金がかかる（＝負担が大きい）項目であることがわかります。

ただし、これは当該アンケート全体結果の傾向であるため、様々な属性によってこの傾向がどのように変化するかが確認できれば、その組合員の「困りごと」が明確になり、打ち手も検討できることでしょう。そこで、今回は「全体結果」に「年代別結果」の比較検証を試みます。

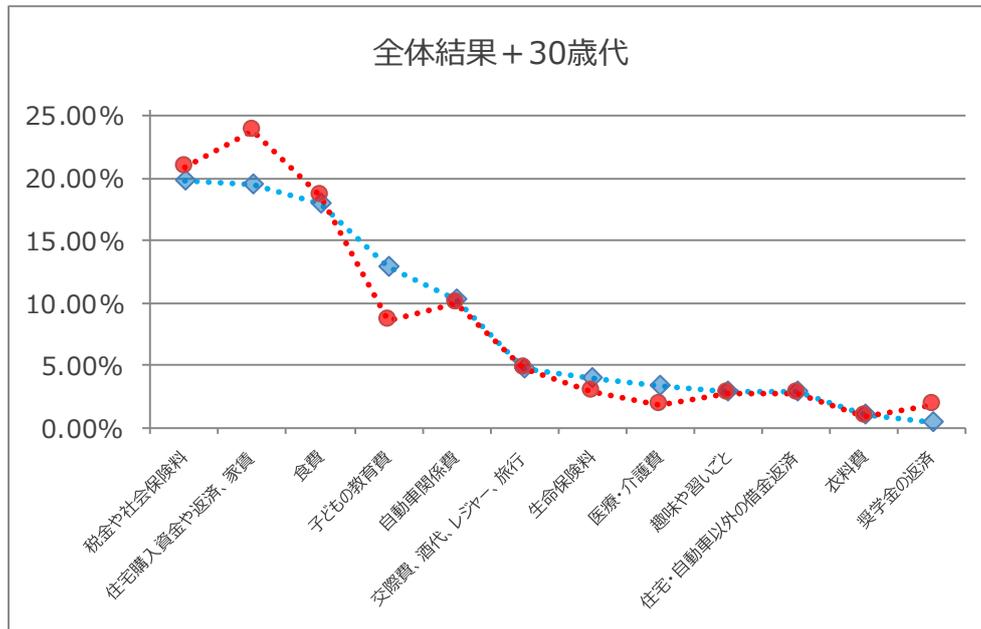
2.1.1 全体結果



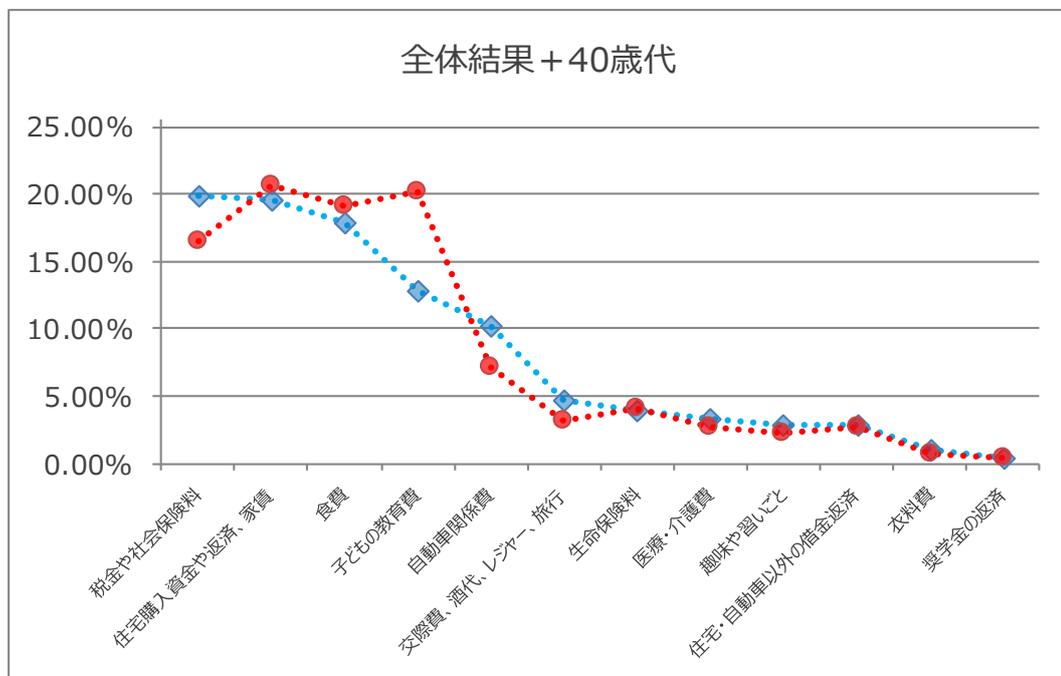
2.1.2 全体結果 + 29歳以下



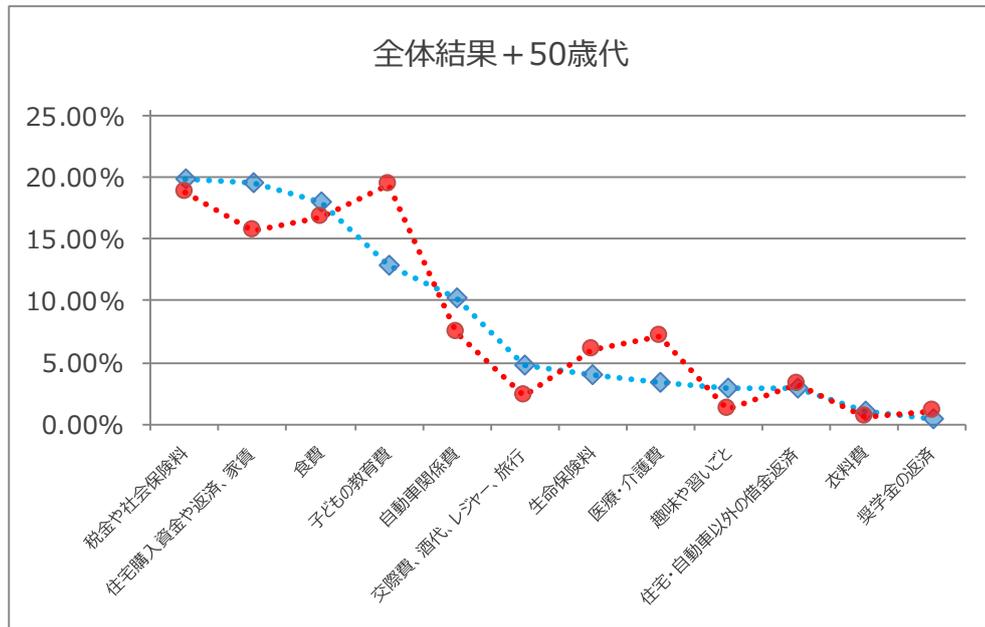
2.1.3 全体結果 + 30 歳代



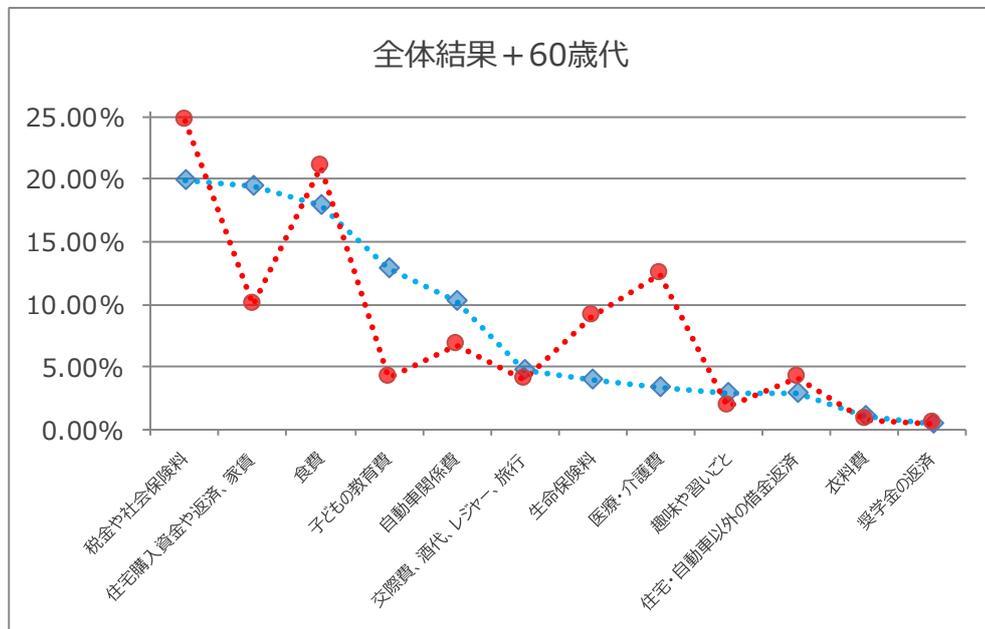
2.1.4 全体結果 + 40 歳代



2.1.5 全体結果 +50 歳代



2.1.6 全体結果 +60 歳代



3. 可処分所得の最大化と保障の掛け方

賃金明細を「構造」として捉えられるようになると、保障の掛け方も連動して上手になります。

ここではその関係性を確認しておきましょう。

3.1 可処分所得とは

実際に私たちが使えるお金はどのくらいなのか、図を用いて確認します。

毎月、ご自身の明細の内容を以下の図に転記して計算してみましょう。

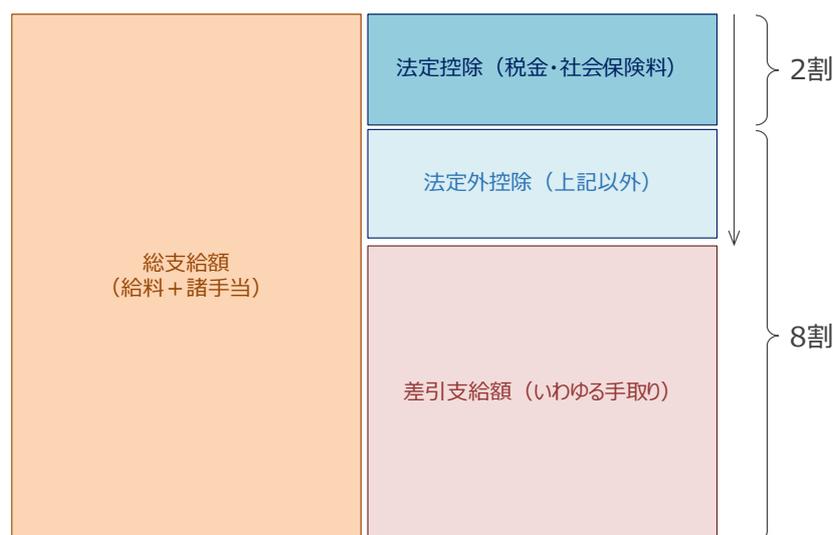


図 5：賃金明細を図で捉える

3.1.1 法定控除

法律上の決まりごととして、あらかじめ差し引かれる項目です。所得税、住民税、社会保険料などがあります。特に保障設計においては「社会保険料」を負担していることから、公的保障を考慮した加入が重要となります。

3.1.2 法定外控除

例えば、労働組合の組合費、職員共済会の会費などがあります。

これらは「職域保障」につながる要素ですから、どのような福利厚生があるのかを知っておくことで「賢い保障の掛け方」が実践できます。

3.1.3 差引支給額

公的保障、職域保障を考慮しても足りない部分は自分で備えるほかありませんので、「団体扱い」など、掛金負担が優くなる制度を中心に検討することで、可処分所得を最大化することが重要となります。

3.2 必要保障額で掛ける

もっとも賢い保障の掛け方は「必要保障額」で備えることです。

これは、すでにみなさんが持っている「公的・職域保障」を考慮して、それでも不足する部分だけを自分で備える、という考え方です。

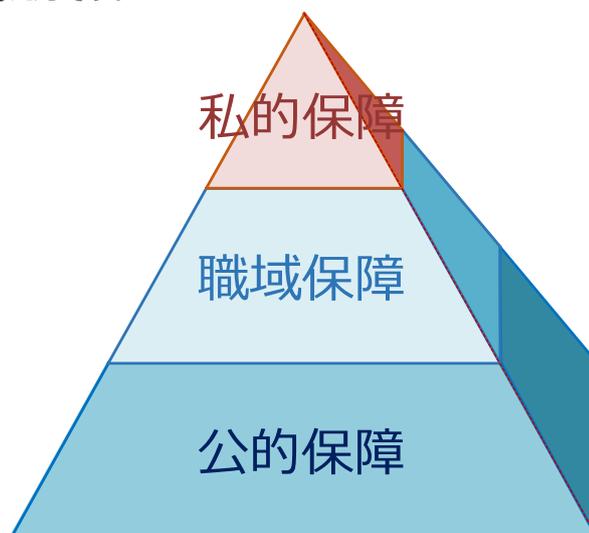


図 6 : 必要保障額

3.2.1 公的保障

遺族（死亡）保障	遺族厚生（基礎）年金 ¹⁴
医療保障	保険証を提示することで一定の自己負担となります
老後資金	老齢厚生（基礎）年金 ¹⁵

3.2.2 職域保障

遺族（死亡）保障	死亡退職金、死亡弔慰金などがあります
医療保障	職員共済会、互助会、労働組合などの見舞金 ¹⁶
老後資金	退職一時金

3.2.3 私的保障

遺族（死亡）保障	上記で不足する金額を保障で備えます
医療保障	同上
老後資金	上記で不足する金額を自分で積み立てます

¹⁴ 受給要件を満たすことが必要

¹⁵ 受給要件を満たすことが必要。なお、年金定期便でご自身の加入歴などが確認できる

¹⁶ 職場により異なる部分であるため、ご自身の所属先の福利厚生に関し、労働組合でまとめている場合が多い（組合のしおり など）

3.3 保障設計の実践（医療保障）

3.3.1 最終的な医療費の自己負担はいくら？

例：休日に自転車で走行中、単独転倒。骨折をし、30日間連続入院（同一暦月内）。
医療費総額 100万円かった場合

- ①300,000円 ②87,430円（57,600円） ③25,000円

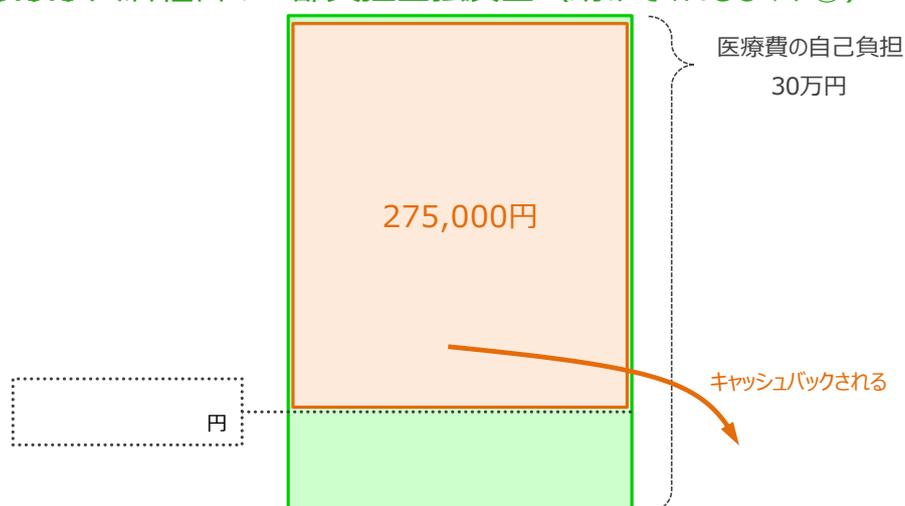
3.3.2 高額療養費制度（助けてくれるしくみ①）

区分	所得区分	自己負担限度額	多数該当
ア	標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (医療費総額 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	標準報酬月額 53万円以上83万円未満	167,400円 + (医療費総額 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	標準報酬月額 28万円以上53万円未満	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	標準報酬月額 28万円未満	57,600円	44,400円
オ	被保険者が市区町村民税の 非課税者等	35,400円	24,600円

■表 5：高額療養費

※限度額適用認定証をあらかじめ提示すると、窓口負担が所得区分に応じた高額療養費制度適用後の金額となる。

3.3.3 共済組合の一部負担金払戻金（助けてくれるしくみ②）



■図 7：一部負担金払戻金（図解）

自己負担額から基礎控除額¹⁷（ 円）を差し引いた金額が支給¹⁸されます。
つまり、医療費の自己負担額は月あたり原則（ 円）が上限となります。

¹⁷ 所得区分ア、イについては 50,000 円、所得区分ウ、エについては 25,000 円となる

¹⁸ これが「一部負担金払戻金」となる。なお、市町村職員共済組合の場合、一部負担金払戻金が 1,000 円未満の場合は不支給という取り扱いが多い。地方職員共済組合の場合、基礎控除額を差し引いた金額の「100 円未満切り捨て」などの取り扱いがあるため、実際の自己負担額は「25,000 円（または 50,000 円）+ 端数」となる。自身の加入する「共済組合」のホームページ参照のこと

3.3.4 全額自己負担となる費用

入院して治療を受けた場合、医療費以外のお金もかかるため、無保障ではご自身が貯めた資産が目減りしますので、これらの費用をまかなえるようにします。

①医療費の自己負担		月額 25,000 円
②食事代	1日3食 1,380円 (@460円)	月額 41,400円
③諸雑費	1日あたり 2,000円	月額 60,000円
④個室料金	1泊 5,000円	月額 150,000円
		合計 276,400円

3.3.5 必要保障額を計算してみよう

3.3.5.1 一部負担金払戻金がある場合¹⁹

【備えたい範囲 = 保障額のめやす】

(① + ②) ÷ 30日 = 2,213円 (入院日額 3,000円)

(① + ② + ③) ÷ 30日 = 4,213円 (入院日額 5,000円)

(① + ② + ③ + ④) ÷ 30日 = 9,213円 (入院日額 10,000円)

この計算から、入院日額のめやすは「日額 3,000円」が理論上の最低保障となりますが、実際の保障設計では「日額 5,000円以上」を備えるとより安心が得られるでしょう。

3.3.6 【コラム】保障に加入した方がお金はたまる？（本編では触れない）

【例】貯蓄残高が 10 万円・毎月 1 万円積立・今回、入院費用が 10 万円²⁰かかった場合



●無保障の場合（左）

入院費用を預貯金から払い出したため、再度 0 円から積立リスタート。元に戻るまで 10 カ月要するため「貯蓄」と「時間」を失う。

●保障に加入した場合（右）

受け取れる給付で入院費をまかなえる²¹ため、貯蓄は（大きく）目減りせず、かつ積立継続できることから貯蓄残高はひたすら増加する。

¹⁹ 一部負担金払戻金がない場合（協会けんぽ加入）の入院日額は +2,000 円で検討（日額 5,000 円、7,000 円、12,000 円）

²⁰ 「3.3.4 全額自己負担となる費用」における② + ③の費用相当

²¹ 保障にかかる掛金を考慮し、毎月の積立ペースを半額の 5,000 円にしても資産は目減りせず、増加する

4. 補足資料

4.1 国税庁資料

【注意】 令和2年分以前の給与等には使用できません。

令和3年分～令和6年分

月額表の甲欄を適用する給与等に対する税額の電算機計算の特例について

毎月の給与や賞与（以下「給与等」といいます。）に対する源泉徴収税額は、「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めることになっていますが、その給与等の支払額に関する計算を電子計算機などの事務機械によって処理しているときは、月額表の甲欄を適用する給与等に限り、財務大臣が定める方法（財務省告示）により、源泉徴収税額を求めることができる特例が設けられています。

【特例の対象となる給与等】

財務省告示による税額計算の特例の対象となる給与等は、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う次の給与等です。

- 1 支給期が毎月、毎半月、毎旬又は月の整数倍の期間ごとと定められている給与
- 2 前月中に通常の給与を受けていない人に支払う賞与
- 3 前月中の通常の給与の10倍を超える賞与

【税額計算の方法】

給与等についての税額は、次の方法によって求めます。

- 1 まず、その月の給与等の金額から社会保険料等の金額を控除し「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」を求めます。
- 2 1で求めたその月の社会保険料等控除後の給与等の金額から次の①から④までの金額の合計額を控除し「その月の課税給与所得金額」を求めます。
 - ① その月の社会保険料等控除後の給与等の金額に応じて、第1表（次ページに掲載しています。）により求めた給与所得控除の額
 - ② 源泉控除対象配偶者に該当する人がいる場合には、第2表（次ページに掲載しています。以下同じ。）に定める配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額
 - ③ 控除対象扶養親族に該当する人がいる場合には、第2表により求めた扶養控除の額
(注) 所得者本人が障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する場合には、その該当するごとに控除対象扶養親族が1人いるものとし、また、同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当する人がいる場合には、これらの一に該当するごとに他に1人の控除対象扶養親族がいるものとし
ます。
 - ④ 1で求めたその月の社会保険料等控除後の給与等の金額に応じて、第3表（次ページに掲載しています。）により求めた基礎控除の額
- 3 2で求めたその月の課税給与所得金額に応じて、第4表（次ページに掲載しています。）に定める算式により税額を計算します。

【注意】令和2年分以前の給与等には使用できません。

令和3年分～令和6年分

第1表

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額 (A)		給与所得控除の額
以上	以下	
円	円	
-	135,416	45,834円
135,417	149,999	(A)×40%－ 8,333円
150,000	299,999	(A)×30%＋ 6,667円
300,000	549,999	(A)×20%＋ 36,667円
550,000	708,330	(A)×10%＋ 91,667円
708,331円 以上		162,500円

(注) 給与所得控除の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とします。

第2表

配偶者控除の額又は 配偶者特別控除の額	31,667円
扶養控除の額	31,667円×控除対象扶養親族の数

第3表

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		基礎控除の額
以上	以下	
円	円	
-	2,162,499	40,000円
2,162,500	2,204,166	26,667円
2,204,167	2,245,833	13,334円
2,245,834円 以上		0円

第4表

その月の課税給与所得金額(B)		税額の算式
以上	以下	
円	円	
-	162,500	(B)×5.105%
162,501	275,000	(B)×10.210%－ 8,296円
275,001	579,166	(B)×20.420%－ 36,374円
579,167	750,000	(B)×23.483%－ 54,113円
750,001	1,500,000	(B)×33.693%－130,688円
1,500,001	3,333,333	(B)×40.840%－237,893円
3,333,334円 以上		(B)×45.945%－408,061円

(注) 税額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもってその求める税額とします。

4.2 長野県市町村職員共済組合資料

【標準報酬等級表(組合員掛金・組合員保険料)早見表】 (令和6年4月～)

計算式 : 掛金(保険料) = 標準報酬月額 × 掛金率(保険料率) (円未満切捨て)

標準報酬			報酬月額 (円以上～円未満)	掛金(円)		保険料(円)	掛金(円)	合計(円) (介護除く)	合計(円) (介護含む)	
等級		月額(円)		短期+保健 50.9%	介護 (40歳以上 65歳未満) 8.55%	厚生年金 保険給付 91.50%	退職等 年金給付 7.50%			
短期 給付	長期給付									
	厚生年金 保険給付									退職等 年金給付
1			58,000	63,000	2,952	495			2,952	3,447
2			68,000	63,000 ~ 73,000	3,461	581			3,461	4,042
3			78,000	73,000 ~ 83,000	3,970	666			3,970	4,636
4	1	1	88,000	83,000 ~ 93,000	4,479	752	8,052	660	13,191	13,943
5	2	2	98,000	93,000 ~ 101,000	4,988	837	8,967	735	14,690	15,527
6	3	3	104,000	101,000 ~ 107,000	5,293	889	9,516	780	15,589	16,478
7	4	4	110,000	107,000 ~ 114,000	5,599	940	10,065	825	16,489	17,429
8	5	5	118,000	114,000 ~ 122,000	6,006	1,008	10,797	885	17,688	18,696
9	6	6	126,000	122,000 ~ 130,000	6,413	1,077	11,529	945	18,887	19,964
10	7	7	134,000	130,000 ~ 138,000	6,820	1,145	12,261	1,005	20,086	21,231
11	8	8	142,000	138,000 ~ 146,000	7,227	1,214	12,993	1,065	21,285	22,499
12	9	9	150,000	146,000 ~ 155,000	7,635	1,282	13,725	1,125	22,485	23,767
13	10	10	160,000	155,000 ~ 165,000	8,144	1,368	14,640	1,200	23,984	25,352
14	11	11	170,000	165,000 ~ 175,000	8,653	1,453	15,555	1,275	25,483	26,936
15	12	12	180,000	175,000 ~ 185,000	9,162	1,539	16,470	1,350	26,982	28,521
16	13	13	190,000	185,000 ~ 195,000	9,671	1,624	17,385	1,425	28,481	30,105
17	14	14	200,000	195,000 ~ 210,000	10,180	1,710	18,300	1,500	29,980	31,690
18	15	15	220,000	210,000 ~ 230,000	11,198	1,881	20,130	1,650	32,978	34,859
19	16	16	240,000	230,000 ~ 250,000	12,216	2,052	21,960	1,800	35,976	38,028
20	17	17	260,000	250,000 ~ 270,000	13,234	2,223	23,790	1,950	38,974	41,197
21	18	18	280,000	270,000 ~ 290,000	14,252	2,394	25,620	2,100	41,972	44,366
22	19	19	300,000	290,000 ~ 310,000	15,270	2,565	27,450	2,250	44,970	47,535
23	20	20	320,000	310,000 ~ 330,000	16,288	2,736	29,280	2,400	47,968	50,704
24	21	21	340,000	330,000 ~ 350,000	17,306	2,907	31,110	2,550	50,966	53,873
25	22	22	360,000	350,000 ~ 370,000	18,324	3,078	32,940	2,700	53,964	57,042
26	23	23	380,000	370,000 ~ 395,000	19,342	3,249	34,770	2,850	56,962	60,211
27	24	24	410,000	395,000 ~ 425,000	20,869	3,505	37,515	3,075	61,459	64,964
28	25	25	440,000	425,000 ~ 455,000	22,396	3,762	40,260	3,300	65,956	69,718
29	26	26	470,000	455,000 ~ 485,000	23,923	4,018	43,005	3,525	70,453	74,471
30	27	27	500,000	485,000 ~ 515,000	25,450	4,275	45,750	3,750	74,950	79,225
31	28	28	530,000	515,000 ~ 545,000	26,977	4,531	48,495	3,975	79,447	83,978
32	29	29	560,000	545,000 ~ 575,000	28,504	4,788	51,240	4,200	83,944	88,732
33	30	30	590,000	575,000 ~ 605,000	30,031	5,044	53,985	4,425	88,441	93,485
34	31	31	620,000	605,000 ~ 635,000	31,558	5,301	56,730	4,650	92,938	98,239
35	32	32	650,000	635,000 ~ 665,000	33,085	5,557			97,435	102,992
36			680,000	665,000 ~ 695,000	34,612	5,814			98,962	104,776
37			710,000	695,000 ~ 730,000	36,139	6,070			100,489	106,559
38			750,000	730,000 ~ 770,000	38,175	6,412			102,525	108,937
39			790,000	770,000 ~ 810,000	40,211	6,754			104,561	111,315
40			830,000	810,000 ~ 855,000	42,247	7,096			106,597	113,693
41			880,000	855,000 ~ 905,000	44,792	7,524			109,142	116,666
42			930,000	905,000 ~ 955,000	47,337	7,951	59,475	4,875	111,687	119,638
43			980,000	955,000 ~ 1,005,000	49,882	8,379			114,232	122,611
44			1,030,000	1,005,000 ~ 1,055,000	52,427	8,806			116,777	125,583
45			1,090,000	1,055,000 ~ 1,115,000	55,481	9,319			119,831	129,150
46			1,150,000	1,115,000 ~ 1,175,000	58,535	9,832			122,885	132,717
47			1,210,000	1,175,000 ~ 1,235,000	61,589	10,345			125,939	136,284
48			1,270,000	1,235,000 ~ 1,295,000	64,643	10,858			128,993	139,851
49			1,330,000	1,295,000 ~ 1,355,000	67,697	11,371			132,047	143,418
50			1,390,000	1,355,000 ~	70,751	11,884			135,101	146,985

【Memo】